

# 野々市市地域防災計画

## 沿革

昭和 37 年 10 月 1 日	作 成
昭和 61 年 3 月 10 日	一部修正
平成 5 年 10 月 20 日	一部修正
平成 9 年 3 月 10 日	一部修正
平成 18 年 2 月 10 日	一部修正
平成 19 年 1 月 10 日	一部修正
平成 25 年 3 月 13 日	一部修正
平成 26 年 3 月 19 日	一部修正
平成 27 年 2 月 6 日	一部修正
平成 28 年 3 月 24 日	一部修正
平成 29 年 2 月 23 日	一部修正
平成 29 年 12 月 4 日	一部修正
平成 30 年 11 月 30 日	一部修正
令和元年 11 月 26 日	一部修正
令和 2 年 7 月 1 日	一部修正
令和 3 年 6 月 1 日	一部修正
令和 5 年 3 月 30 日	一部修正
令和 6 年 2 月 15 日	一部修正
令和 7 年 2 月 19 日	一部修正
令和 8 年 3 月 31 日	全面改訂

# 目 次

## 第 I 編 一般災害対策

### 第 1 章 総 則

第 1 節	目的	1-1-1
第 2 節	市及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1-2-1
第 3 節	市民等の基本的責務	1-3-1
第 4 節	地域の特質と既往の災害	1-4-1

### 第 2 章 一般災害予防計画

第 1 節	防災知識の普及	2-1-1
第 2 節	市民及び事業者等のとるべき措置	2-2-1
第 3 節	自主防災組織の育成	2-3-1
第 4 節	防災ボランティアの活動環境の整備	2-4-1
第 5 節	防災訓練の充実	2-5-1
第 6 節	防災体制の整備	2-6-1
第 7 節	通信施設等の災害予防	2-471
第 8 節	水害予防	2-8-1
第 9 節	季節風・台風等に対する風害予防	2-9-1
第 10 節	火災予防	2-10-1
第 11 節	避難体制の整備	2-11-1
第 12 節	要配慮者対策	2-12-1
第 13 節	緊急輸送体制の整備	2-13-1
第 14 節	医療体制の整備	2-14-1
第 15 節	健康管理活動体制の整備	2-15-1
第 16 節	こころのケア活動体制の整備	2-16-1
第 17 節	食料及び生活必需品等の確保	2-17-1
第 18 節	豪雪に対する雪害予防	2-18-1
第 19 節	干ばつに対する災害予防	2-19-1
第 20 節	防災パトロール等による災害予兆の早期発見	2-20-1
第 21 節	危険物に対する災害予防	2-21-1
第 22 節	公共施設災害予防	2-22-1

第 23 節	防災上必要な施設及び資機材等の点検整備	2-23-1
--------	---------------------	--------

### 第 3 章 一般災害応急対策計画

第 1 節	初動体制の確立	3-1-1
第 2 節	事前措置及び応急措置	3-2-1
第 3 節	災害、気象等に関する予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準	3-3-1
第 4 節	災害予警報の伝達体制	3-4-1
第 5 節	災害情報の収集・伝達	3-5-1
第 6 節	通信手段の確保	3-6-1
第 7 節	災害広報	3-7-1
第 8 節	消防活動	3-8-1
第 9 節	救援隊等の派遣要請と受入体制	3-9-1
第 10 節	避難誘導等	3-10-1
第 11 節	要配慮者の安全確保	3-11-1
第 12 節	災害医療及び救急医療	3-12-1
第 13 節	健康管理活動	3-13-1
第 14 節	救助・救急活動	3-14-1
第 15 節	水防活動	3-15-1
第 16 節	災害救助法の適用	3-16-1
第 17 節	災害警備及び交通規制	3-17-1
第 18 節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	3-18-1
第 19 節	ライフライン施設の応急対策	3-19-1
第 20 節	公共土木施設等の応急対策	3-20-1
第 21 節	給水活動	3-21-1
第 22 節	食料の供給	3-22-1
第 23 節	生活必需品その他物資の供給	3-23-1
第 24 節	障害物の除去	3-24-1
第 25 節	輸送手段の確保	3-25-1
第 26 節	こころのケア活動	3-26-1
第 27 節	防疫及び保健衛生活動	3-27-1
第 28 節	ボランティア活動の支援	3-28-1
第 29 節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	3-29-1
第 30 節	住宅の応急対策	3-30-1
第 31 節	文教対策	3-31-1
第 32 節	除雪活動	3-32-1

## 第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧	4-1-1
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	4-2-1
第3節	災害復旧資金	4-3-1
第4節	被災者への支援	4-4-1
第5節	被災者の生活確保のための緊急措置	4-5-1
第6節	災害義援金及び義援物資の配分	4-6-1
第7節	災害復興計画	4-7-1

## 第5章 複合災害対策

第1節	基本方針	5-1-1
第2節	津波災害について	5-2-1
第3節	原子力災害について	5-3-1
第4節	複合災害を想定した訓練の実施	5-4-1

# 目 次

## 第Ⅱ編 地震災害対策

### 第1章 総 則

第1節	目的	1-1-1
第2節	市及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1-2-1
第3節	市民等の基本的責務	1-3-1
第4節	地域の特質と既往の地震災害	1-4-1
第5節	地震被害の想定	1-5-1
第6節	【資料】地震被害想定調査等の結果概要	1-6-1

### 第2章 地震災害予防計画

第1節	防災知識の普及	2-1-1
第2節	市民及び事業者等のとるべき措置	2-2-1
第3節	自主防災組織の育成	2-3-1
第4節	防災ボランティアの活動環境の整備	2-4-1
第5節	防災訓練の充実	2-5-1
第6節	防災体制の整備	2-6-1
第7節	通信施設等の災害予防	2-7-1
第8節	火災予防	2-8-1
第9節	水害予防	2-9-1
第10節	避難体制の整備	2-10-1
第11節	要配慮者対策	2-11-1
第12節	緊急輸送体制の整備	2-12-1
第13節	医療体制の整備	2-13-1
第14節	健康管理活動体制の整備	2-14-1
第15節	こころのケア活動体制の整備	2-15-1
第16節	食料及び生活必需品等の確保	2-16-1
第17節	積雪・寒冷対策	2-17-1
第18節	公共施設災害予防	2-18-1
第19節	危険物に対する災害予防	2-19-1

## 第3章 地震災害応急対策計画

第1節	初動体制の確立	3-1-1
第2節	地震情報の発表・伝達	3-2-1
第3節	災害情報の収集・伝達	3-3-1
第4節	通信手段の確保	3-4-1
第5節	災害広報	3-5-1
第6節	消防活動	3-6-1
第7節	救援隊等の派遣要請と受入体制	3-7-1
第8節	避難誘導等	3-8-1
第9節	要配慮者の安全確保	3-9-1
第10節	災害医療及び救急医療	3-10-1
第11節	健康管理活動	3-11-1
第12節	救助・救急活動	3-12-1
第13節	水防活動	3-13-1
第14節	災害救助法の適用	3-14-1
第15節	災害警備及び交通規制	3-15-1
第16節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	3-16-1
第17節	ライフライン施設の応急対策	3-17-1
第18節	公共土木施設等の応急対策	3-18-1
第19節	給水活動	3-19-1
第20節	食料の供給	3-20-1
第21節	生活必需品その他物資の供給	3-21-1
第22節	障害物の除去	3-22-1
第23節	輸送手段の確保	3-23-1
第24節	こころのケア活動	3-24-1
第25節	防疫及び保健衛生活動	3-25-1
第26節	ボランティア活動の支援	3-26-1
第27節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	3-27-1
第28節	住宅の応急対策	3-28-1
第29節	文教対策	3-29-1

## 第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧	4-1-1
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	4-2-1
第3節	災害復旧資金	4-3-1

第 4 節	被災者への支援	4-4-1
第 5 節	被災者の生活確保のための緊急措置	4-5-1
第 6 節	災害義援金及び義援物資の配分	4-6-1
第 7 節	災害復興計画	4-7-1

## 第 5 章 複合災害対策

第 1 節	基本方針	5-1-1
第 2 節	津波災害について	5-2-1
第 3 節	原子力災害について	5-3-1
第 4 節	複合災害を想定した訓練の実施	5-4-1

# 野々市市地域防災計画

## 第I編 一般災害対策

# 野々市市地域防災計画

## 第Ⅱ編 地震災害対策